No. 86

小作爭議調査表

（月報番號第九九號）

（昭和九年七月分）

項目	内容
場所	朝倉郡蜷城村大字片延
關係人員	地主 西源十郎 小作人 西賀市
地主關係團体	ナシ
原因	昭和六年地主は自作の目的にて土地返還を要求したるも小作人は三ヶ年の猶予を申出たる結果小作継續を認め居りたる所期間満了に付土地返還を要求したるに因る.
要求事項	土地返還要求
發生	昭和九年六月四日
終熄	昭和〃年七月三日
關係地種類面積	畑四畝二十八歩（桑園）
小作人關係團体	ナシ
經過	地主は土地返還を要求するも小作人が應ぜざる為、本年春蚕飼育に当り小作人が桑葉を摘取りたるを機とし、桑樹を伐倒したる結果、小作人は調停機関たる郡農会に調停方を申出たり、郡農会にては種々協議の結果離作料三十円交付を決定し地主に通告したるが地主は應ぜず、二十円ならば交付する意向を有しみる処、郡農会は此旨小作人に通じたるも小作人に於て[illegible]辞す.
結果	一、地主は小作人に対し五百六十円を離作料として提供のこと 二、小作人は右金額受授と同時に該地返還のこと.
備考	

財團法人協調會福岡出張所